

医療事故に係る調査を行う組織について

○これまでに「調査を行う組織」に関して、提出、発言された内容

- 外部の委員（専門家、法律家、有識者）を含む院内事故調査委員会と一般社団法人日本医療安全調査機構を基に、日本医師会、日本医学会等医療関係団体が参加する第三者機関。
- 病院管理者、医療従事者で構成する院内事故調査委員会と医療法人協会に原因分析委員会を設置。
- 当該医療機関の管理者が必要と認めた場合又は、第三者機関の地方事務局からの要請を受けて設置された院内事故調査委員会と第三者機関。
第三者機関は、当該医療機関外の医療関係者で構成される外部（地方）事故調査委員会と医療関係者以外も含む中央事故調査委員会から成り、常設の中央事務局を中立的機関（日本医療機能評価機構、日本医療安全調査機構等）に設置。
- 院内事故調査委員会と院外事故調査委員会を医療関係団体が設置。
- 院内事故調査委員会と地域事故調査センター（医療専門家のみ）を各都道府県に設置し、不服審査機関（弁護士等も含む）を全国8箇所を設置。
- 中立・公正・正確な事故調査の第三者機関（事故分析の専門家が原因究明・再発防止を図り、医療行政や刑事・行政処分を行う部署から独立している）
- 第三者機関としては、厚労省が大綱案までこぎ着けた医療安全調査委員会が一番妥当である。
- 公的に認められた機関
- ミスがどうかも分からないうちから、処罰機能がある第三者に報告するのは部下の信頼を損ねることになる。まずは院内調査。